

共同学校事務室に関する取組方針

令和3年4月1日
群馬県教育委員会

1 策定の趣旨

本県では、平成19年度から各市町村教育委員会において、「学校事務の共同実施」組織を編成し、学校の事務を共同で処理しているが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の改正（平成29年4月1日施行）により、「学校事務の共同実施」の仕組みが「共同学校事務室」として制度化されたため、令和3年度から各市町村教育委員会が「共同学校事務室」を設置し、引き続き、学校の事務を共同で処理することとした。

県教育委員会では、これまで学校人事課主催による学校事務の共同実施連絡協議会や各教育事務所主催による共同実施責任者研修会等を開催し、市町村教育委員会や共同実施組織の取組事例の紹介、実務的な研修、協議及び情報交換等の共同実施の充実に向けた取組を行っているが、引き続き、各市町村教育委員会が設置する共同学校事務室における取組の充実や円滑な運営等に資するため、共同学校事務室に関する取組方針を定めるものである。

2 主な取組

県教育委員会（学校人事課・教育事務所）における主な取組については、次のとおりとする。

なお、実施時期、実施方法及び名称等については、実施の際に定めるものとする。

(1) 共同学校事務室連絡会議・研修会の開催

共同学校事務室における取組の充実や円滑な運営に資するため、市町村教育委員会担当者及び共同学校事務室の室長等を対象に、共同学校事務室の取組状況や運営方法等に関する事例紹介及び情報交換等を行う連絡会議や研修会を開催する。

(2) 新任室長研修会の開催

新任の室長を対象に、共同学校事務室の円滑な運営等に資するため、共同学校事務室の制度・室長の職務に関する理解及び情報交換等を行う研修会を開催する。

(3) 共同学校事務室への訪問

共同学校事務室の規模や地域等に応じた取組の工夫や成果等を収集し、他の共同学校事務室の取組に資するため、共同学校事務室を訪問する。

(4) 市町村教育委員会との連携

市町村教育委員会における共同学校事務室の効果的な運営等に資するため、市町村教育委員会へ共同学校事務室に関する必要な情報を提供するとともに、情報の共有を図る。

また、市町村教育委員会が主催する管内の共同学校事務室連絡会議等への参加の要請がある場合には、共同学校事務室に関する必要な説明等を行う。

3 その他

必要に応じて上記2に定める主な取組の見直しを行うものとする。